公益財団法人栃木県民公園福祉協会の男女の賃金の差異について

公表日: 令和5(2023)年12月6日

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	5 9 . 4 %
正社員 (当協会の区分による「総合職」及び 「専門職」)	104.7%
パート・有期社員 (当協会の区分による「嘱託職」)	6 4 . 1 %

対象期間 : 令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

賃金の内訳:基本給、超過勤務手当、賞与に相当する手当を含み、通勤手当、退職給付等を 除く。